

利用契約書

(介護保険)

介護・介護予防

訪問看護ステーション ニーズ

訪問看護・介護予防訪問看護利用契約書

(利用者) _____ 様

(事業者) 合同会社 IT コーポレーション

代表社員 田中大貴

第1条 (訪問看護・介護予防訪問看護 {以下「訪問看護」とする} サービスの目的)

事業者は、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対して、その主治の医師から交付された文書による指示及び訪問看護・介護予防訪問看護計画（以下、「訪問看護計画」という）に基づき、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士により利用者の居宅にて、その心身機能の維持回復（療養上の世話又は必要な診療の補助）を行うことを目的とします。

第2条 (利用者の要介護状態区分等)

利用者の契約日時点における要介護状態区分は要介護・要支援（_____）です。

第3条 (指定を受けているサービス及び事業所)

- 1 事業所の各事業所は、事業者毎に別紙「重要事項説明書（介護保険）（介護予防）（以下、重要事項説明書という）」に記載した居宅サービスについて、管轄自治体から介護保険法令に基づく居宅サービス事業所として指定を受けています。
- 2 利用者は、別紙「重要事項説明書」にご利用事業所として記載された事業所から、居宅サービスの提供を受けます。
- 3 事業者の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第4条 (契約期間)

契約の期間は、居宅介護支援事業所作成の居宅サービス計画、地域包括支援センター作成の介護予防サービス計画（以下、居宅サービス計画等）に基づき、訪問看護の必要がある限り有効とします。

第5条 (訪問看護の内容)

- ① 日常生活の維持/生活技能の獲得・拡大
- ② 対人関係の維持・構築の支援
- ③ 家族関係の調整
- ④ 病状の悪化や増悪の防止
- ⑤ 身体症状の発症や進行の防止
- ⑥ ケアの連携

- ⑦ 社会資源活用の支援
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 療養生活や介護方法の指導
- ⑩ 褥瘡の予防、処置
- ⑪ カテーテル等の管理
- ⑫ その他医師の指示による医療処置

第6条 （訪問看護の基本方針）

- 1 事業者は主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復、生活の質の確保を図るよう適切に行います。
- 2 事業者は、目標達成の度合いや、その効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い、改善を図るように努めます。
- 3 事業者は、利用者の健康状態と経過、看護目標や内容、具体的な方法や療養上必要な事項について、利用者及び家族に理解しやすいように指導又は説明を行います。
- 4 事業者は、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、対応できるよう、新しい技術の習得に努めるようにします。
- 5 事業者は、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行うことはできません。

第7条 （健康手帳への記載）

事業者は、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。但し、健康手帳を有しない者については、この限りではありません。

第8条 （居宅介護支援事業者等との連携）

事業所は、利用者に対して訪問看護を提供するにあたり、居宅介護支援事業者及びその他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第9条 （訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防報告書の作成）

- 1 事業者は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等踏まえ、療養上の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成します。
- 2 事業所は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成します。
- 3 看護師等は訪問看護（介護予防訪問看護）計画書の主要な事項については、利用者及び利用者の家族等に対し、その内容を説明します。
- 4 看護師等は訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護（介護予防訪問看護）報告書

を作成します。

第 10 条 （居宅サービス計画変更の援助）

- 1 事業者は、利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 2 事業者は、訪問看護計画の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第 11 条 （担当の訪問看護師）

事業者は、利用者のため訪問看護の必要性を定めます。急用、その他都合により当該看護師がサービスを提供することが不可能な場合は速やかに交代の者を定め、利用者に対して訪問看護を提供します。

第 12 条 （サービス提供の記録）

- 1 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から 5 年間保存します。
- 2 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 3 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

第 13 条 利用料等

- 1 サービスに対する利用料は、サービスごとに別紙「重要事項説明書（介護保険）」に記載されている通りとします。

利用料の滞納があった場合には、

- ① 利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用料を 1 ヶ月以上滞納した場合において、事業者が、利用者に対して 2 週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず金額の支払いがないとき、事業者は、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、金額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護の全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- ② 利用者が、事業者に対し前項の一時停止の意思表示をした後、14 日間経過しても全額の支払いがないとき、事業者、利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第 14 条 （契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

- 1 利用者の要介護状態区分が自立と認定された場合。
- 2 利用者が死亡した場合。
- 3 利用者が、介護保険施設へ入所した場合。
- 4 事業所または利用者から契約の解除の意思表示がなされ、なおかつ予告期間が満了した場合。

第 15 条 （利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、14日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。ただし、利用者の健康・生命に支障がない場合に限ります。

第 16 条 （事業者の解約権）

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第1条に定めるこの訪問看護利用契約の目的を達することが不可能となったとき、14日以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第 17 条 （損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族等の生命・身体・財産に障害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。
但し、利用者又は利用者の家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
- 2 なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	サービス利用中の事故に対し損害保険適用いたします。

第 18 条 （身分証携行義務）

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 19 条 （秘密保持と個人情報の保護について）

個人情報の保護については、別紙「重要事項説明書（介護保険）」に記載されている通りとします。

第 20 条 （苦情処理）

苦情に対しての対応については、別紙「重要事項説明書（介護保険）」に記載されている通りとします。

第 21 条 （合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、利用者の居住地の第一審管轄裁判所とすることを利用者及び事業は予め合意する。

第 22 条 （契約外事項）

本契約の定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の家族及び事業者の協議により定めます。

第 23 条 （不当要求防止）

不当行為要求に対しサービス開始時及び利用中において、反社会的勢力の背景があると判断した場合いかなる要件に関わらず利用の拒否をさせていただき以下の内容につき本契約を解除することができる。

- 1、利用者が暴力団等またはその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
- 2、強迫的な言動をし、または暴力を用いた時、もしくは風説を流布し、偽計を用い自社の業務を妨害した時、その他これらに類する行為を行った場合
- 3、従事者その他の関係者に対し、暴力的 requirement 行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した場合

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を 2 通作成し、利用者及び

事業者は記名押印の上、各自 1通ずつ保有することとします。

説明者：

令和 年 月 日

事 業 者	所 在 地	〒862-0921 熊本県熊本市東区新外3丁目6-26 ボナールハイム新外105
	法 人 名	合同会社 IT コーポレーション
	事業所名	訪問看護ステーション ニーズ ㊞
	管理者氏名	宮本 剛孝 ㊞

※法人代表者が事業所管理者に権限を委譲いたします。

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

説明日：令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	㊞

家族等	住所	
	氏名	㊞ (続柄：)